

平成24年6月1日

お客様各位

飯塚信用金庫

個人向け国債の中途換金調整額の計算方法の変更について

個人向け国債を保有しているお客様は、満期前に中途換金する場合、中途換金時の換金金額が「額面金額＋経過利子相当額－中途換金調整額」となり、中途換金調整額をお支払いいただいております。

財務省では、個人向け国債（変動10年、固定5年、固定3年）の中途換金調整額の計算方法について、平成25年1月10日より下記のとおり変更することとしておりますので、お知らせいたします。

記

1. 変更の内容

変更前	変更後
直前2回分の各利子（税引前）相当額× 0.8	直前2回分の各利子（税引前）相当額× 0.79685

(注1)購入時に初回利子の調整額の払い込みがある場合は、上記の中途換金調整額から初回利子の調整額（税引前）相当額が差引かれます。

(注2)特例による中途換金（第2期利子支払日前までの中途換金）の場合は、上記の計算方法と異なります。

2. 変更の適用時期

平成25年1月10日に中途換金を行う（国が買い取る）分から適用されます。

なお、同日以前に発行された個人向け国債にも、この変更が適用されます。

※本件の詳細につきましては、[財務省ホームページ](#)をご覧ください。

以上

【お問合せ先】

飯塚信用金庫 業務部

TEL：0948-22-3090